

会員代表者各位

証券会員制法人札幌証券取引所

理事長 小池善明

信用取引に係る委託保証金の計算方法等の見直しに伴う「受託契約準則」の一部改正について

本所は、別紙のとおり「受託契約準則」の一部改正を行い、平成25年1月1日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、今般、「金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令」（以下「内閣府令」といいます。）に定める信用取引に係る委託保証金の取扱いについて、信用取引の委託保証金に係る計算の基準となる時点を、受渡日から約定日に変更できることとする改正が行われ、平成25年1月1日から施行されるため、内閣府令の改正にあわせて、委託保証金の計算方法を変更することとし、「受託契約準則」の一部改正を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

I 改正概要

1. 委託保証金の引出し等について

a 金銭又は代用有価証券の引出し

- ・受入保証金の総額から、信用取引に係る未決済勘定の約定価額に100分の30を乗じた額を控除した額について引き出させる場合には、計算の基礎となる約定価額から、弁済の申し出がされた有価証券の約定価額を、当該弁済の申し出がされた日から差し引くことができるものとします。

b 他の信用取引の委託保証金への充当

- ・反対売買による弁済の申し出がされた場合に加え、現引き又は現渡しによる弁済の申し出がされた場合においても、当該弁済の申し出がされた日から、当該弁済に係る有価証券の約定価額を、顧客の信用取引に係る一切の有価証券の約定価額から差し引くことができることとします。

2. 反対売買による利益額の取扱いについて

- ・反対売買による利益額を委託保証金として差し入れることにつき顧客の同意がある場合には、反対売買による弁済の申し出がされた日から、信用取引に係る受入保証金の総額に当該利益額を加算して計算することができることとします。

3. 維持すべき委託保証金額の計算について

- ・反対売買による弁済の申し出がされた場合に加え、現引き又は現渡しによる弁済の申し出がされた場合においても、当該弁済の申し出がされた日から、当該弁済に係る有価証券の約定価額を、預託率を算定する際の計算基礎となる未決済勘定の約定価額から差し引くことができることとします。
- ・預託率が維持率を下回る受入保証金の損失計算が生じた日から起算して3日目までに、弁済の申し出又は損金相当額の差入れがされた場合には、当該弁済の申し出がされた有価証券の約定価格に100分の20を乗じた額、又は当該差入れのあった損金相当額を、追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができるものとします。

※ 平成24年7月30日公表の制度概要では、「預託率が維持率を下回る受入保証金の損失計算（追証）が生じた日から起算して2日目までに、委託保証金の差換えの申し出がされた場合、この差換えに伴い金銭の額又は代用有価証券の評価額を超過するときは、受入保証金の損失額からその超過額を控除できることとする。」としておりましたが、受入保証金額の計算が複雑なものとなり、運用面において煩雑さを招くことが考えられることから、維持すべき委託保証金のうち代用有価証券の売買による差換えについては制度上の手当てを行わないものとします。

4. その他

- ・発行日決済取引についても、上記3. と同様の取扱いとすることとします。
- ・その他所要の改正を行います。

以 上

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(発行日決済取引に係る委託保証金の差入れ)</p> <p>第20条 発行日決済取引による売付け又は買付けが成立したときは、顧客は、その約定価額に100分の30を乗じて得た額以上の金銭を委託保証金として売買成立の日から起算して3日目の日までの<u>正会員が指定する日時</u>までに差し入れるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(発行日決済取引に係る委託保証金の差入れ)</p> <p>第20条 発行日決済取引による売付け又は買付けが成立したときは、顧客は、その約定価額に100分の30を乗じて得た額以上の金銭を委託保証金として売買成立の日から起算して3日目の日の<u>正午</u>までに差し入れるものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(発行日決済取引に係る委託保証金の引出し等)</p> <p>第22条 <u>正会員は、顧客から発行日決済取引に係る委託保証金として差入れを受けた金銭又は有価証券については、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額に相当する金銭又は当該額を前条において準用する第29条第2項各号に掲げる率をもって除して得た額に相当する有価証券を引き出させることができる。</u></p> <p>(1) <u>当該顧客の発行日決済取引(当該発行日決済取引に係る委託保証金の差入れを受けたもの)に限る。次項第1号a及び第2号a、第3項第1号並びに第26条において同じ。)に係る受入保証金の総額</u></p> <p>(2) <u>前号の発行日決済取引に係る一切の有価証券(対当売買及び当該対当売買に相当する売買に係るもの並びに決済を終了したものを除く。次項第1号b及び第2号b、第3項第2号並びに第26条において同じ。)の約定価額に100分の30を乗じて得た額</u></p> <p>2 <u>前項の規定によるもののほか、正会員は、顧客から発行日決済取引に係る委託保証金として差入</u></p>	<p>(発行日決済取引に係る委託保証金の引出し等の制限)</p> <p>第22条 <u>正会員は、顧客から発行日決済取引に係る委託保証金として差し入れられている金銭又は有価証券を、当該取引の決済前に引き出させ又は委託保証金として差し入れられるべき金銭の額に充当してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に掲げる額を超えない額に相当する金銭又は有価証券については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>引き出させ又は充当する際における当該顧客の発行日決済取引に係る受入保証金(現に受け入れている委託保証金をいう。以下同じ。)の総額(次条第1項に定める計算により算出した受入保証金の総額をいう。以下この節において同じ。)が、当該顧客の発行日決済取引(当該受入保証金に係るもの)に限る。次条及び第26条において同じ。)に係る有価証券(充当する場合においては、対当する買付け又は売付けが行われた売建て又は買建てに係る有価証券を除く。)について第20条第1項に定める額を超えている場合には、その超過額に相当する金銭又</u></p>

れを受けた金銭又は有価証券については、次の各号に掲げる場合に限り、これを引き出させることができる。

(1) 発行日決済取引に係る有価証券の一部の決済をする場合（aに掲げる額からbに掲げる額を控除した額に相当する金銭又は当該額を前条において準用する第29条第2項各号に掲げる率をもって除して得た額に相当する有価証券を引き出させる場合に限る。）

a 当該顧客の発行日決済取引に係る受入保証金の総額

b 前aの発行日決済取引に係る一切の有価証券（当該決済をする発行日決済取引に係るものを除く。）の約定価額に100分の30を乗じて得た額

(2) 発行日決済取引に係る有価証券の一部の決済をする場合において、当該決済する発行日決済取引により買い付けた有価証券又は売り付けた有価証券の売付代金に相当する金銭の全部を発行日決済取引に係る委託保証金として差し入れさせることを条件とするとき（その差し入れ後においてaに掲げる額がbに掲げる額以上となる場合に限る。）。

a 当該顧客の発行日決済取引に係る受入保証金の総額

b 前aの発行日決済取引に係る一切の有価証券の約定価額に100分の30を乗じて得た額

(3) 発行日決済取引に係る有価証券の全部の決済をする場合

(4) 当該金銭又は有価証券の全部又は一部について、その差換えをする場合

3 正会員は、その顧客のために新たな発行日決済取引を行ったときは、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額に相当する金銭又は当該額を前条において準用する第29条第2項各号

はその超過額を前条において準用する第29条第2項各号に掲げる率をもって除して得た額に相当する有価証券

(2) 発行日決済取引に係る有価証券の一部を決済するために引き出させる際における当該顧客の発行日決済取引に係る受入保証金の総額が、当該顧客の発行日決済取引（当該受入保証金に係るものに限る。）に係る有価証券の約定価額から決済をする発行日決済取引に係る有価証券の約定価額を控除した額に100分の30を乗じた額を超えている場合には、その超過額に相当する金銭又はその超過額を前条において準用する第29条第2項各号に掲げる率をもって除して得た額に相当する有価証券

(3) 決済する発行日決済取引により買い付けた有価証券又は売り付けた有価証券に係る売付代金の全部を委託保証金として差し入れさせることを条件に、当該決済をするために引き出させる場合には、第20条第1項の規定により顧客から差し入れを受けた一切の委託保証金の額に相当する金銭又は有価証券（当該差し入れ後における受入保証金の総額が当該顧客の発行日決済取引（当該受入保証金に係るものに限る。）に係る有価証券の約定価額に100分の30を乗じた額以上となる場合に限る。）

(4) 発行日決済取引に係る有価証券の全部を決済するために引き出させる場合には、第20条第1項の規定により顧客から差し入れられた一切の委託保証金の額に相当する金銭又は有価証券

(5) 当該顧客が委託保証金として差し入れている金銭又は有価証券の差換えをする場合には、当該金銭又は有価証券に相当する額の金銭又は有価証券

に掲げる率をもって除して得た額に相当する有価証券であつて当該顧客から発行日決済取引に係る委託保証金として差入れを受けたものを第20条の規定により当該新たな発行日決済取引に係る委託保証金として差入れを受けるべき金銭の額に充当することができる。

(1) 当該顧客の発行日決済取引に係る受入保証金の総額

(2) 前号の発行日決済取引に係る一切の有価証券の約定価額に100分の30を乗じて得た額

(発行日決済取引に係る受入保証金の計算方法)

第23条 前条第1項第1号、同条第2項第1号a及び第2号a、同条第3項第1号並びに第26条に規定する受入保証金の総額については、次の各号に掲げる額を差し引いて計算するものとする。ただし、前条第2項第1号aに規定する受入保証金の総額については、決済をする発行日決済取引の第1号に掲げる額を差し引かないものとする。

(1) 顧客の発行日決済取引に係る有価証券の相場の変動に基づく損失及び対当売買による損失から当該顧客の発行日決済取引に係る有価証券の相場の変動に基づく利益及び対当売買による利益を差し引いて計算した計算上の損失額に相当する額並びに委託手数料その他のものであつて、当該顧客の発行日決済取引につて顧客の負担すべきものの合計額に相当する額

(発行日決済取引に係る受入保証金の計算方法)

第23条 発行日決済取引に係る受入保証金の総額は、その顧客の発行日決済取引に係る有価証券の相場の変動に基づく損失及び対当売買による損失から当該顧客の発行日決済取引に係る有価証券の相場の変動に基づく利益及び対当売買による利益を差し引いて計算した計算上の損失額に相当する額並びに当該顧客の発行日決済取引につき負担すべきもの（発行日決済取引の決済後において、なお当該顧客の債務が残存しているときはその残存額を含む。）に相当する額を差し引いて計算するものとする。ただし、前条第2号に規定する受入保証金の総額については、決済する発行日決済取引に係る計算上の損失額に相当する額及び当該顧客の発行日決済取引につき負担すべきものに相当する額を差し引かないものとする。

(新設)

(2) 顧客の発行日決済取引について当該顧客に対し信用を供与している場合におけるその信用供与額に相当する額

(新設)

(3) 顧客の発行日決済取引に係る有価証券の決済の終了後において、なお当該顧客の当該正会員に対する債務が残存している場合（当該債務が借入金その他の債務として当該正会員との間で新たな債権債務関係となったものを含む。）における当該残存に相当する額

(新設)

2 (略)

2 (略)

(発行日決済取引に係る委託保証金の維持)

(発行日決済取引に係る委託保証金の維持)

第26条 正会員は、発行日決済取引に係る受入保証金の総額が、その顧客の発行日決済取引に係る一切の有価証券の約定価額に100分の20を乗じて得た額を下回ることとなったときは、当該約定価額について第20条第1項に定める額を維持するために必要な額を委託保証金として、当該顧客からその損失計算が生じた日から起算して3日目の日までの正会員が指定する日時までに追加差入れさせなければならない。

第26条 正会員は、発行日決済取引に係る受入保証金の総額が、その顧客の発行日決済取引に係る有価証券の約定価額から対当する買付け又は売付けが行われた売建て又は買建てに係る有価証券の約定価額を控除した額に100分の20を乗じて得た額を下ることとなったときは、当該控除後の約定価額について第20条第1項に定める額を維持するために必要な額を委託保証金として、当該顧客からその損失計算が生じた日から起算して3日目の日の正午までに追加差入れさせなければならない。

2 正会員は、前項に規定する損失計算が生じた日から起算して3日目の日までの正会員が指定する日時までに、顧客のために当該損失計算の対象となった発行日決済取引に係る売建て又は買建てに
対当する買付け又は売付けを行った場合には、当該売建て又は買建てに係る有価証券の約定価額に100分の20を乗じて得た額を、同項の規定により追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができる。

(新設)

3 正会員は、第1項に規定する損失計算が生じた日から起算して3日目の日までの正会員が指定する日時までに、顧客から当該損失計算の対象となった発行日決済取引に係る売建て又は買建てに

(新設)

対当する買付け又は売付けによる損失額及び当該発行日決済取引につき当該顧客の負担すべきものに相当する額の差入れを受けた場合には、当該発行日決済取引の決済までの間、これらの額を同項の規定により追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができる。

(信用取引に係る委託保証金の差入れ)

第28条 信用取引による売付け又は買付けが成立したときは、顧客は、次の各号に定める額以上の金銭を委託保証金として売買成立の日から起算して3日目の日までの正会員が指定する日時までに差し入れるものとする。

(1)・(2) (略)

(信用取引に係る委託保証金の引出し等)

第33条 正会員は、顧客から信用取引に係る委託保証金として差入れを受けた金銭又は有価証券については、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額に相当する金銭又は当該額を第29条第2項各号に掲げる率をもって除して得た額に相当する有価証券を引き出させることができる。

(1) 当該顧客の信用取引（当該信用取引に係る委託保証金の差入れを受けたものに限る。次項第1号a及び第2号a、第3項第1号並びに第37条において同じ。）に係る受入保証金の総額

(2) 前号の信用取引に係る一切の有価証券（反対売買を行ったもの及び反対売買以外の方法による決済に必要な金銭又は有価証券の交付を受けたものを除く。次項第1号b及び第2号b、第3項第2号、第4項並びに第37条において同じ。）の約定価額に100分の30を乗じて得た額（その額が30万円に満たないとき（零であるときを除く。）は、30万円

(信用取引に係る委託保証金の差入れ)

第28条 信用取引による売付け又は買付けが成立したときは、顧客は、次の各号に定める額以上の金銭を委託保証金として売買成立の日から起算して3日目の日の正午までに差し入れるものとする。

(1)・(2) (略)

(信用取引に係る委託保証金の引出し等の制限)

第33条 正会員は、顧客から信用取引に係る委託保証金として差し入れられている金銭又は有価証券を、未決済勘定の決済前に引き出させ又は委託保証金として差し入れさせるべき金銭の額に充当してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に掲げる額を超えない額に相当する金銭又は有価証券については、この限りでない。

(1) 引き出させ又は充当する際における当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額が、当該顧客の信用取引（当該受入保証金に係るものに限る。次条及び第37条において同じ。）に係る有価証券の約定価額に100分の30を乗じて得た額（引き出させる場合において、その額が30万円に満たないときは30万円）を超えている場合には、その超過額（充当する場合において、当該超過額が、当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額に第28条の規定により差し入れられるべき委託保証金の額を加算した額と30万円との差額に相当する額を超えると

2 前項の規定によるもののほか、正会員は、顧客から信用取引に係る委託保証金として差入れを受けた金銭又は有価証券については、次の各号に掲げる場合に限り、これを引き出させることができる。

(1) 未決済勘定の一部の決済をする場合 (a に掲げる額から b に掲げる額を控除した額に相当する金銭又は当該額を第 29 条第 2 項各号に掲げる率をもって除して得た額に相当する有価証券を引き出させる場合に限る。)

a 当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額

b 前 a の信用取引に係る一切の有価証券 (当該決済をする未決済勘定に係るものを除く。) の約定価額に 100 分の 30 を乗じて得た額 (その額が 30 万円に満たないときは、30 万円)

(2) 未決済勘定の一部の決済 (反対売買による決済を除く。) をする場合において、当該決済をする未決済勘定に係る信用取引により買い付けた有価証券又は売り付けた有価証券の売付代金に相当する金銭の全部を信用取引に係る委託保証金として差し入れさせることを条件とするとき (その差入れ後において a に掲げる額が b に掲げる額以上となる場合に限る。)

a 当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額

b 前 a の信用取引に係る一切の有価証券の約定価額に 100 分の 30 を乗じて得た額 (その額が 30 万円に満たないときは、30 万円)

(3) 未決済勘定の全部を決済する場合

(4) 当該金銭又は有価証券の全部又は一部について、その差換えをする場合

3 正会員は、その顧客のために新たな信用取引を行ったときは、第 1 号に掲げる額から第 2 号及び第 3 号に掲げる額の合計額を控除した額に相当す

きは、その超える部分の額を控除した額。以下この号及び次号において同じ。) に相当する金銭又はその超過額を第 29 条第 2 項各号に掲げる率をもって除して得た額に相当する有価証券

(2) 充当する際における当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額が、当該顧客の信用取引 (当該受入保証金に係るものに限る。) に係る一切の有価証券の約定価額から反対売買を行った有価証券の約定価額 (信用取引を行った日に反対売買を行い、同日に他の信用取引を行った場合における当該反対売買を行った有価証券の約定価額を除く。) を控除した額に 100 分の 30 を乗じた額を超えている場合には、その超過額に相当する金銭又はその超過額を第 29 条第 2 項各号に掲げる率をもって除して得た額に相当する有価証券

(3) 未決済勘定の一部を決済するために引き出させる際における当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額が、当該顧客の信用取引 (当該受入保証金に係るものに限る。) に係る一切の有価証券の約定価額から決済する未決済勘定に係る信用取引の有価証券の約定価額を控除した額に 100 分の 30 を乗じた額 (その額が 30 万円に満たないときは、30 万円) を超えている場合には、その超過額に相当する金銭又はその超過額を第 29 条第 2 項各号に規定する率をもって除して得た額に相当する有価証券

(4) 決済 (反対売買による決済を除く。) する未決済勘定に係る信用取引により買い付けた有価証券又は売り付けた有価証券の売付代金の全部を委託保証金として差し入れさせることを条件に、当該決済をするために引き出させる場合には、第 28 条の規定により顧客から差し入れられた一切の委託保証金の額に相当する金銭又は有価証券 (当該差入れ後における受入保証金の総額が当該顧客の信用取引 (当該受入保証金

る金銭又は当該額を第29条第2項各号に掲げる率をもって除して得た額に相当する有価証券であって当該顧客から信用取引に係る委託保証金として差入れを受けたものを第28条の規定により当該新たな信用取引に係る委託保証金として差入れを受けるべき金銭の額に充当することができる。

(1) 当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額

(2) 前号の信用取引に係る一切の有価証券の約定価額に100分の30を乗じて得た額

(3) 当該差入れを受けるべき金銭の額と前号に掲げる額との合計額が30万円に満たないときは、当該合計額と30万円との差額に相当する額

4 第1項第2号、第2項第1号b及び第2号b、前項第2号並びに次条第3項の約定価額は、信用取引に係る一切の有価証券のうち権利落後の有価証券があり、権利の価額を当該有価証券の売付代金又は買付代金から控除することにより未決済勘定の決済を行う場合（第1項第2号、第2項第1号b及び第2号b並びに前項第2号の約定価額（当該権利落に伴い顧客が有価証券を引き受ける場合において、権利の価額に相当する金銭の交付を受けていないときを除く。）並びに同条第3項の約定価額は、顧客が正会員と当該決済を行うことを約している場合を含む。）には、権利の価額を控除した価額とする。

に係るものに限る。）に係る有価証券の約定価額に100分の30を乗じた額（その額が30万円に満たないときは、30万円）以上となる場合に限る。）

(5) 未決済勘定の全部を決済するために引き出させる場合には、第28条の規定により顧客から差し入れられた一切の委託保証金の額に相当する金銭又は有価証券

(6) 信用取引により売り付けた有価証券が権利落し、当該権利落に伴い顧客が負担することとなった額を支払わせるために引き出させる際における当該顧客の信用取引に係る受入保証金の総額が、当該顧客の信用取引（当該受入保証金に係るものに限る。）に係る一切の有価証券の約定価額に100分の30を乗じた額（その額が30万円に満たないときは、30万円）を超えている場合には、その超過額に相当する金銭

(7) 当該顧客が委託保証金として差し入れている金銭又は有価証券の差換えをする場合には、当該金銭又は有価証券に相当する額の金銭又は有価証券

2 前項第1号から第4号まで及び第6号並びに次条第3項の約定価額は、信用取引に係る一切の有価証券のうち権利落後の有価証券があり、権利の価額を当該有価証券の売付代金又は買付代金から控除することにより未決済勘定の決済を行う場合（前項第1号（充当する際に限り、当該権利落に伴い、顧客が有価証券を引き受ける場合を除く。）及び第2号（当該権利落に伴い、顧客が有価証券を引き受ける場合を除く。）並びに次条第3項の約定価額は、顧客が金融商品取引業者と当該決済を行うことを約している場合を含む。）には、権利の価額を控除した価額とする。

(信用取引に係る受入保証金の計算方法)

第34条 第28条第2号、前条第1項第1号、同条第2項第1号a及び第2号a、同条第3項第1号並びに第37条に規定する受入保証金の総額については、次の各号に掲げる額を差し引いて計算するものとする。ただし、前条第2項第1号aに規定する受入保証金の総額については、決済をする未決済勘定に係る信用取引の第1号に掲げる額を差し引かないものとする。

(1) 顧客の信用取引に係る有価証券の相場の変動に基づく損失からその利益を差し引いて計算した計算上の損失額に相当する額、反対売買による損失額及び委託手数料、借入金に対する利子、借入有価証券に対する品借料その他のものであって、当該顧客の信用取引について顧客の負担すべきものの合計額（信用取引により売り付けた有価証券が権利落したことに伴い顧客が負担することとなった額を支払わせる場合において、前条第1項第1号に規定する受入保証金の総額について計算するときは、当該負担することとなった額を除く。）に相当する額

(2) 顧客の信用取引について、当該顧客に対し当該信用取引に係る有価証券の約定価額に相当する額の信用供与以外に信用を供与している場合におけるその信用供与額に相当する額

(信用取引に係る受入保証金の計算方法)

第34条 信用取引に係る受入保証金の総額は、その顧客の信用取引に係る有価証券の相場の変動に基づく損失からその利益を差し引いて計算した計算上の損失額に相当する額、反対売買による損失額及び当該顧客の信用取引につき負担すべきもの（未決済勘定中の一部に決済があった場合において、なお当該顧客の債務が残存しているとき（当該債務が借入金その他の債務として当該正会員との間で新たな債権債務関係となったものを含む。）はその残存額を含む。）に相当する額（前条第1項第6号に規定する受入保証金の総額について計算する場合は、売り付けた有価証券が権利落したことに伴い顧客が負担することとなった額を除く。）を差し引いて計算するものとする。ただし、前条第1項第3号に規定する受入保証金の総額については、決済する未決済勘定に係る計算上の損失額に相当する額、反対売買による損失額及び当該顧客の信用取引につき負担すべきものに相当する額を差し引かないものとする。

(新 設)

(新 設)

(3) 顧客の未決済勘定の決済後において、なお当該顧客の当該正会員に対する債務が残存している場合（当該債務が借入金その他の債務として当該正会員との間で新たな債権債務関係となったものを含む。）における当該残存額に相当する額

2・3 (略)

4 反対売買による利益額が生じた場合において、当該利益額に相当する金銭を当該反対売買による未決済勘定の決済の時に顧客から信用取引に係る委託保証金として差入れを受けることとしているときは、第28条第2号、前条第1項第1号、同条第2項第1号a及び第2号a、同条第3項第1号並びに第37条に規定する受入保証金の総額については、当該利益額に相当する額を加えて計算することができる。

5 前項の規定により同項の利益額に相当する額を加えて前条第3項第1号に規定する受入保証金の総額を計算する場合においては、当該利益額に相当する金銭を顧客から信用取引に係る委託保証金として差入れを受けた金銭とみなして、同項の規定を適用する。

(信用取引に係る委託保証金の維持)

第37条 正会員は、信用取引に係る受入保証金の総額が、その顧客の信用取引に係る一切の有価証券の約定価額に100分の20を乗じて得た額を下回ることとなったときは、当該額を維持するために必要な額を委託保証金として、当該顧客からその損失計算が生じた日から起算して3日目の日までの正会員が指定する日時までに追加差入れさせなければならない。

2 正会員は、前項に規定する損失計算が生じた日から起算して3日目の日までの正会員が指定する日時までに、当該損失計算の対象となった未決済

(新設)

2・3 (略)

(新設)

(新設)

(信用取引に係る委託保証金の維持)

第37条 正会員は、信用取引に係る受入保証金の総額が、その顧客の信用取引に係る有価証券の約定価額から反対売買を行った有価証券の約定価額を控除した額に100分の20を乗じて得た額を下ることとなったときは、当該控除後の約定価額に100分の20を乗じて得た額を維持するために必要な額を委託保証金として、当該顧客からその損失計算が生じた日から起算して3日目の日の正午までに追加差入れさせなければならない。

(新設)

勘定について、顧客が弁済の申し出を行った場合（反対売買以外の方法による場合には、決済に必要な金銭又は有価証券の交付を受けた場合に限る。）には、当該弁済の申し出を行った有価証券の約定価額に100分の20を乗じて得た額を、同項の規定により追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができる。

3 正会員は、第1項に規定する損失計算が生じた日から起算して3日目の日までの正会員が指定する日時までに、顧客から当該損失計算の対象となった未決済勘定に係る反対売買による損失額及び当該未決済勘定につき当該顧客の負担すべきものに相当する額の差入れを受けた場合には、当該反対売買の決済までの間、これらの額を同項の規定により追加差入れさせなければならない委託保証金の額から控除することができる。 (新 設)

付 則

この改正規定は、平成25年1月1日から施行する。